十二　削除	十二　削除
十三　削除	十三　削除
十四　削除	十四　削除
十五　［略］ 十六　削除	十五　［略］ 十六　削除
十七　削除	十七　削除
十八　第四条の二第一項第十八号の移動式製造設備の移動方法及び製造方法	十八　製造し及び運搬する火薬類並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない車両が使用されていること。

十二　第四条の二第一項第十二号の工室の付近の消火の設備	十二　移動式製造設備用工室の付近の消火設備の維持管理状況を、目視により検査する。
十三　第四条の二第一項第十三号の移動式製造設備用工室の窓、出口及び扉	十三　移動式製造設備用工室に設けた窓及び出口の維持管理状況を、目視により検査する。
十四　第四条の二第一項第十四号の移動式製造設備用工室の内面	十四　移動式製造設備用工室の内面の維持管理状況を、目視により検査する。
十五　［略］	十五　［略］
十六　第四条の二第一項第十六号の移動式製造設備用工室の床面	十六　移動式製造設備の床面の維持管理状況を、目視により検査する。
十七　第四条の二第一項第十七号の移動式製造設備用工室内の原動機据付け制限	十七　移動式製造設備用工室内に据付けた原動機の維持管理状況を、目視により検査する。
十八　第四条の二第一項第十八号の移動式製造設備の移動方法	十八　ディーゼル車の維持管理状況を、目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。

	十九　第四条の二第一項第十九号イの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造
十九　第四条の二第一項第十九号の移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の機械、器具又は容器	十九　移動式製造設備用工室又は移動式製造設備に据付け又は備え付けた機械、器具又は容器の維持管理状況を、目視により検査する。

る。また、当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。	ることを、目視、図面、記録又は測定器具を用いた測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合にあつては、移動と製造とが同時にできない構造であることを、目視、図面又は記録により検査し、製造のための車両の動力を使用しない場合にあつては、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を爆発し又は発火させるおそれがないものであることを、目視、図面又は記録により検査する。
十九　第四条の二第一項第十九号の移動式製造設備の機械、器具又は容器	十九　移動式製造設備の機械、器具又は容器について、摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しないこととなつていることを、目視又は図面により検査する。